

17 緊急・災害

1、救急医療届出制度

◆問い合わせ 稲城消防署救急係 TEL 377-7119 FAX 377-0119

あらかじめ、救急車等を呼ぶ際に必要な内容を稲城市消防本部に届け出いただき、救急車等を呼ぶときに、登録番号を言つていただければ、登録された住所に救急車等が行くという稲城市独自の制度です。

＜対象者＞

迅速な救急体制が必要な市民の方はどなたでも登録いただけます。

＜届出内容＞あらかじめ次の内容を登録しておきます。

- ① 住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・血液型
- ② 傷病名・身体の状態及び受診状況
- ③ かかりつけの医療機関
- ④ 緊急連絡先・同居人
- ⑤ その他必要な事項

2、緊急通報カードの配布

◆問い合わせ 稲城消防署救急係 TEL 377-7119 FAX 377-0119

耳や言葉の不自由な方のために、稲城消防署が、火災・救急等の緊急時に応するための緊急通報カードを作成し、希望者に配布しています。このカードはあらかじめ住所・氏名・緊急連絡先・自宅の案内図を記入しておき、緊急時にFAXにより119番通報ができるものです。



3、重度身体障害者緊急通報システム

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

18歳以上で、ひとり暮らしなどの重度の身体障害者を対象に、緊急通報端末機器を設置します。利用者が緊急事態に陥った時に、機器本体やペンダント式機器のボタンを押すことで委託業者のコールセンターへつながり、必要に応じて委託業者・救急隊があらかじめ登録された利用情報をもとに出動します。

＜手続き＞ 身体障害者手帳を持って障害福祉課窓口へ申請してください。



4、稲城市メール配信サービス

◆問い合わせ 稲城消防署消防総務課 TEL 377-7119 FAX 377-0119

稲城消防署では、火災・気象・地震に関する情報をメールで配信しています。

希望される方は、市ホームページまたは「広報いなぎ」をご覧いただき登録をお願いします。

5. Net119 緊急通報システム

◆問い合わせ 稲城消防署消防総務課 TEL 377-7119 FAX 377-0119

聴覚や発話に障害がある方のための新しい緊急通報システムとして、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用したNet119の運用を行っております。

登録を希望される方は、市ホームページをご覧いただき登録をお願いします。

6. 避難行動要支援者登録カード

◆問い合わせ 生活福祉課地域福祉係 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

市では、行政、自治会・自主防災組織、民生・児童委員等が日ごろから避難行動要支援者の所在その他の状況を把握しておくことにより、災害発生時のいち早い安否確認と初期的な支援活動につなげるための市民相互支援ネットワークづくりを行っています。

災害時に不安を感じいらっしゃる方で、周囲の方々に自己の情報を知っておいてもらいたい方は、名簿を作成しますので、避難行動要支援者登録カードを提出してお申し込みください。

＜対象者＞ 75歳以上の高齢者や障害者等で自力避難の困難な方、その他支援が必要な状況にある方

＜実施方法＞ 登録された方の情報は各行政機関等で共有します。お住まいの地域の民生・児童委員や一部の自治会・自主防災組織、地域包括支援センターでは、氏名、生年月日、住所、電話番号、身体上の状況等の限定された情報のみを共有します。名簿は災害時における支援と、防災訓練を始めとする防災活動にのみ使用します。

＜申込方法＞ 登録を希望される方は、避難行動要支援者登録カード（申込書）に必要事項を記入し、市役所生活福祉課にお申し込みください。

7. ヘルプカード

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

障害のある方が、「緊急連絡先」「医療情報」「手伝ってほしい内容」などを記載し、普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、日常生活で困ったときに配慮や手助けをお願いしやすくするためのものです。

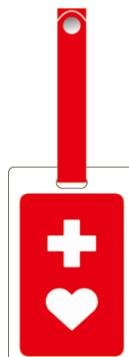
＜対象者＞ 市内在住の身体障害者や知的障害、精神障害のある方、難病の方等、日常生活や緊急時に支援を必要とする方
※各種障害者手帳、各種障害関連の受給者証をお持ちの方に限ります。

＜配布場所＞ 障害福祉課、若葉台出張所及び平尾出張所、
稻城市社会福祉協議会、マルシェいなぎ

＜費用＞ 無料



専用ホルダー▶



8、障害者災害時支援用バッダ+

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

災害時に、障害のある方が着用し、周囲に援護を必要とすることを知らせます。「耳が不自由です」「目が不自由です」「身体が不自由です」「支援が必要です」のメッセージが記され、支援を受けやすいよう目印となります。

＜対象者＞ 市内在住で、次のいずれかに該当する方

- ① 障害者手帳をお持ちの方
- ② 障害福祉サービスや障害に係る医療費助成などを受けている方

＜配布場所＞ 障害福祉課窓口

＜配布枚数＞ 1人1枚

9、ちょこっと共済（交通災害共済）

◆問い合わせ 市民課市民窓口係 TEL 378-2111（代表） FAX 370-7055

「ちょこっと共済」は、都内39市町村の住民が会費を出し合い、交通事故にあった時に見舞金を受けられる助け合いの制度です。

＜対象者＞ 市に住民登録をしている方

＜申込方法＞ インターネットまたは申し込み先にてお申し込みください。

<https://chokottokyosai.jp/>

＜申込先＞ 市民課、平尾・若葉台出張所、市内の銀行・信用金庫・農協（ゆうちょ銀行は除く）

※市役所では、休日開庁日も受け付けます。

＜共済期間＞ 毎年4月1日から翌年3月31日まで（毎年申込みが必要です）

※4月1日以降に加入申し込みをした場合、申込日の翌日から3月31日までとなります。

＜会費＞ Aコース 1000円/年

Bコース 500円/年

※コースにより見舞金額が異なります。詳しくは、上記にお問い合わせください。

＜適用範囲＞ 日本国内で発生した、次に掲げる交通機関の交通による人身事故が対象です。

① 自動車・オートバイ・自転車等及び身体障害者用車いすによる道路上での交通事故

② 汽車・電車等の運行中の事故

③ 航空機・船舶の航行中の事故

10. 災害時の対応について

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677
稲城消防署防災課 TEL 377-7119（代表） FAX 377-0119

災害時予防対策

- ・災害時に備え、普段から各家庭で3日分程度の飲料水・食料・医薬品等を備蓄する。
- ・災害時の避難先や連絡方法、災害発生時の対応について、家庭や近隣住民の方と普段から話し合う。
- ・P83～85に記載されたサービスに登録しておく。

災害発生時

- ・自分自身の安全確保、家族の安否確認をする。
- ・あわてて外に飛び出すことがないよう、心を落ち着かせて冷静に行動する。

万が一避難をしなければならなくなった場合

- ・避難するのが困難な場合、近隣住民の方に声をかけ、避難援助協力を願いとする。
- ・状況に応じ下記の指定避難所兼指定緊急避難場所等へ避難する。

【指定緊急避難場所】

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所。

【指定避難所】

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

○指定避難所兼指定緊急避難場所

市内各小中学校、複合施設ふれんど平尾、公益社団法人大九段盡性園等

○指定緊急避難場所

市内の主な公園、都立若葉総合高等学校グラウンド

○指定避難所

市内認可保育所（4園）、市内各文化センター、稲城市総合体育館、市内各防災センター、大丸地区会館、松葉集会所、押立ふれあい会館

【二次避難所】

自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を一時的に受け入れ、医療や介護など必要なサービスを提供する施設。

※まずは、避難所である小中学校等へ避難していただき、そこでもなお生活が困難な方を二次避難所へ搬送します。災害発生直後に直接二次避難所に行っても受け入れられませんのでご注意ください。

在宅で医療的ケアを必要とする方の対応について

- ・災害時は、「共助」や「公助」を受けられるまで時間がかかる恐れがありますので、「自助」の力が重要となります。下記の災害用備蓄リストを参考に事前の備えについて確認をお願いします。

※状況に応じて品目を追加・削除してください。また、できれば7日分を目安に準備してください。

品目		
呼吸関連		人工呼吸器
		蘇生バッグ
		外部バッテリー
		予備呼吸器回路
		予備気管カニューレ
		加温加湿器
		パルスオキシメーター
		酸素ポンベ
吸引関連		吸引器
		吸引チューブ
		低圧持続吸引ポンプ
衛生材料		グローブ
		アルコール綿
		蒸留水／精製水
		注射器
栄養		経腸栄養剤
		イルリガートル
		接続チューブ、注射器
		経鼻経管栄養チューブ等

品目		
薬		常備薬
		頓服
排泄		オムツ
		膀胱留置カテーテル等
意思伝達		文字盤など
非常用 電源等		発電機
		使用燃料
		蓄電池
		乾電池
		延長コード
		シガーソケット・ケーブル
その他		懐中電灯
		情報機器（ラジオ・スマートフォンなど）
		ビニール袋、ティッシュペーパー
		水

・医療的ケアを必要とする方が過ごす室内にある機材や家具の転倒防止対策を行うことで、ケガだけではなく機材の破損防止にも役立ちます。

・医療的ケアを必要とする方にとって、医療機器の電源が確保できないことは、生命の維持に支障をきたします。災害だけではなく、停電が起こったときの対応についても確認してください。

※使用している機器や自宅の状況に応じて、複数の外部電源を確保する（自家用発電機・医療機器の外部バッテリー・蓄電池・無停電装置の用意、自動車からの電源確保など）。